

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
5月28日（金）	危機管理政策課	088-621-2713	永戸・土井

第53回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催結果について

以下のとおり、第53回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：令和3年5月28日（金）18:00～18:30
- 2 場 所：県庁3階 特別会議室
- 3 出席者：知事、副知事、政策監、警察本部長、各部局長など計19名
- 4 協議概要：「緊急事態宣言」の延長等を踏まえた本県の対応について

■保健福祉部からの報告

- ・資料を元に、本県の感染者の状況等について説明。

■危機管理環境部からの報告

- ・資料を元に、緊急事態宣言等の延長等について説明。
- ・昨日開催した専門家会議において、
 - ・「とくしまアラート」の運用については、
「一週間様子を見た上で、現在の状況が続けば、アラートを引き下げるべき」
 - ・「飲食店営業時間短縮要請」については、
「店での対策や個人の対策をより徹底したうえで、5月31日をもって終了すべき」という意見を頂いた。

■教育委員会からの報告

- ・学校の部活動については、屋内活動の場合、30分に1度は換気を行い、適切な休憩を取り、活動前後の食事は避けるなどの感染症対策を徹底していく。
- ・「合宿」は禁止とするが、県内の他校との「練習試合」、「交流活動」については再開する。
- ・活動時間については、現在平日2時間以内、休日3時間以内としているところを、6月1日からは、平日2時間程度、休日3時間程度と時間に幅を持たせる。

■知事から次のとおり指示

- 「とくしまアラート」の運用について
 - ・本日時点においては、「とくしまアラート」は引き下げず、昨日5月27日から1週間の様子を見て、6月2日に改めて判断すること。
- 「飲食店に対する営業時間短縮要請」等について
 - ・「飲食店に対する営業時間短縮要請」については、専門家会議でのご意見も踏まえ、5月31日をもって解除すること。
 - ・「徳島市内の大規模集客施設に類する県立施設」の「20時以降の休館」についても、5月31日をもって解除すること。
- 「集中取組期間」における対策について
 - ・6月1日から緊急事態宣言の解除までの間、「集中取組期間」として、
 - ・秋田町・徳島駅前等繁華街を中心とした人流変化のきめ細やかなモニタリングによる、県内外の人の流れの「見える化」を図る「人流調査の強化」
 - ・飲食店従業員を対象とする定期的な無料PCR検査
 - ・インド株に対応するサーベイランス検査体制の構築
 等を実施し、決して気を緩めることなく、ウイルスの封じ込めを図ること。
- 「徳島プレミアム生活衛生クーポン」について
 - ・4業種（理容、美容、クリーニング、公衆浴場業）で利用可能な「徳島プレミアム生活衛生クーポン」を500円券をベースとして、「6月下旬」、できれば「より中旬に近いタイミング」に発行できるよう取組むこと。

○学校における「感染拡大防止対策」について

- ・6月1日からは、「活動計画」や「感染防止マニュアル」を作成すること。
- ・特定の部活動で、感染拡大が見られた場合は、感染拡大が見られた学校だけでなく、県下すべての学校での「当該部活動」の一時「休止」、感染拡大が見られた部活動と施設を共有するその他競技の部活動も「休止」を検討すること。

○県民・事業者の皆様へのお願いについて

- ・カラオケ設備を有する飲食店におかれては、引き続き設備の利用を控えていただくこと。
- ・テレワークに一層取り組んでいただき、出張についても、可能な限り控えていただくこと。
- ・「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」の対象区域への不要不急の往来は自粛し、県外への往来については、その行き先の状況を事前に踏まえた上で行動いただくこと。
- ・「感染力が強く」「重症化しやすい」変異株の特性を理解の上、「3密だけでなく、2密・1密についても回避」し、感染防止対策を徹底いただくこと。